# 第1回伊賀市障害者スポーツ大会開催・

障がいのある方が運動を通じ、健康と体力の増進を図り、明るく元気に活動するため、スポーツ大会を開催 します。

【と **き**】10月15日(日) 午前10時~午後3時(受付:午前9時30分~)

【ところ】すぱーく阿山(川合 阿山第一運動公園内)

【競技内容】大まり送り・車いす競走・ホールインワン・紅白玉入れ・綱引きなど

### 【参加資格】

■市内にお住まいの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 (18 歳未満の個人参加については、保護者同伴のこと)

2 市内の福祉施設を利用し、施設から参加する障がいのある方

3 1、2の家族および介護者などの関係者

#### 【申込方法】

団体に所属または福祉施設利用者の方は、団体または施設を通じて お申し込みください。

個人で参加される方は、直接お申し込みください。

【申込期限】10月6日(金)期限厳守

【申し込み・問い合わせ】

本庁高齢障害課

**☎**22-9656 FX22-9662

伊賀市社会福祉協議会

**☎**21-5866 FX26-0002



# 10月1日は「浄化槽の日」

昭和60年10月1日に「浄化槽法」が全面施行された ことにより、この日が「浄化槽の日」とされました。

浄化槽は、わたしたちの家庭のトイレ、台所などからの 汚れた水を、微生物の働きを利用してそれぞ

れの家庭できれいにするものです。

このため、浄化槽の使い方や維持・管理に 問題があると、悪臭の発生、汚れた水の流出 につながり、近隣への迷惑、川や海の汚濁の 原因となりかねません。

浄化槽は、清掃(年1回以上)、保守点検、 法定検査(年1回)を行う必要があります。

この「浄化槽の日」を機に、ご家庭の浄化

槽が適正に維持管理されているか、ご確認をお願いします。

## 【問い合わせ】

本庁下水道課 ☎22-9821 脳22-9836

### 自賠責保険・共済の 有効期限は 切れていませんか?

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故 の際の基本的な対人補償を目的として、原 動機付自転車を含むすべての自動車に加入 が義務付けられています。(自動車損害賠 償保障法)

特に、車検制度のない250cc以下のバ イク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は、 有効期限切れ、かけ忘れにご注意を!

なお、自賠責制度の詳しい内容は、国土

交通省ホームページ (http://www.jibai.jp/) でご覧いただけます。

【問い合わせ】

本庁市民生活課 **22**-9638

# 外来生物を飼っているみなさんへ●

外来生物は、人間生活と密接にかかわ りを持っています。その問題は、日常生 活に密着した問題ですので、皆さんの理 解と適切な対応が求められます。

外来生物問題を引き起こさないため の「外来生物被害予防三原則」 を守りましょう。

【問い合わせ】 本庁環境政策課 ☎ 22-9637

外来生物被害予防三原則

~侵略的外来生物による被害を予防するために~

1入れない 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物を

むやみに日本に入れない

2捨てない 飼っている外来生物を野外に捨てない

3拡げない 野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

